

「AED緊急貸出協力施設」の登録及び公表について

1 登録及び公表の目的

緊急時に市民等へ貸出可能な自動体外式除細動器（以下「AED」という。）を設置する民間事業所等を「AED緊急貸出協力施設」として登録し、桐生市のホームページ及び広報きりゅう等で市民等に公表することで、全市的なAEDの利用環境の向上を図ることを目的とします。

2 対象施設

桐生市内の民間事業所等においてAEDを設置し、市民等への緊急貸出が可能であり、そのことを公表可能とした施設を対象とします。

3 登録方法

AED設置施設のうち、上記の目的にご賛同いただける民間事業所等は、「AED緊急貸出協力施設登録申請書」（様式1）を市へご提出ください。なお、以下の内容を桐生市ホームページ等で公表させていただきます。

- ①設置施設（事業所等）の名称
- ②設置施設（事業所等）の所在地
- ③設置施設（事業所等）の電話番号
- ④設置位置（場所）
- ⑤緊急貸出可能時間

4 AED設置施設の案内掲示

AEDの設置について市民等に周知するため、登録後、市から案内表示を送付いたしますので、施設の出入口等の見やすい場所に掲示してください。

5 登録内容の変更及び取消し方法

登録施設において、登録内容を変更する場合は、「AED緊急貸出協力施設登録変更届」（様式2）を、AEDの廃止や常時使用が不能となった場合または登録の取消しをする場合は、「AED緊急貸出協力施設登録抹消届」（様式3）を市へご提出ください。

6 AEDの利用にあたって

AEDの利用にあたり、以下のとおり定めることとします。

- ①地域の救急医療協力施設の代表者は、市民等からAEDの緊急貸出の要請があった場合は、緊急貸出可能時間においてAEDの貸出にご協力いただきます。
- ②救命講習等を受講した方の営業時間中の常駐を求めるものではありません。

7 その他

- ・「A E D緊急貸出協力施設」の登録及び公表は随時行います。
- ・「A E D緊急貸出協力施設」の登録及び公表に関する事務は、保健福祉部地域医療感染症対策室において所掌します。

担当 桐生市保健福祉部地域医療感染症対策室

TEL : 0277-44-8250 (直通)

FAX : 0277-45-2940

- ・救急講習に関するお問合せは、消防本部警防課で対応いたします。

担当 桐生市消防本部警防課

TEL : 0277-47-1704

FAX : 0277-46-4666